

「関西広域連合 大阪・関西万博における観光 PR イベント」実施業務 仕様書

1 業務名

「関西広域連合 大阪・関西万博における観光 PR イベント」実施業務

2 事業目的

関西が長い歴史を通じて育み紡いできた、豊かで多彩な文化は、国内外から多くの観光客を惹きつけてきた。令和6年の訪日外客数は3,687万人で、コロナ禍前を超え過去最高を記録し、訪日外国人旅行消費額も8兆1,257億円となり、日本の主要輸出品目と比べると、トップの自動車に次ぐ規模となっている。

関西においても、令和6年の外国人旅行者の訪問率は42.7%と関東に次いで2位となっており、多くの外国人が関西を訪れ、各地の魅力ある文化に触れている。

一方で、外国人旅行者が選択する旅行先が一部の地域に集中しており、関西の人気のエリアとその他のエリアとの訪問率の差は依然として縮まっておらず、観光客の分散化を進めることが重要な課題となっている。

また、文化や習慣の違いによって、外国旅行者が訪れた地域の人々の生活に影響を及ぼすことがあるなど、地域住民の生活の質の確保と外国人旅行者の満足度向上の両立に向けた取組も進める必要がある。

関西広域連合では、かねてから外国人旅行者の広域周遊観光の促進に取り組んできた。本事業では、国内外から多様な方が来場する2025年日本国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という。）の開催機会を活用し、来場者に対して、関西広域連合が会場内の催事会場において、関西各地の観光資源や広域周遊ルートの魅力をPRすることにより、関西各地の文化や習慣の理解を図り、関西広域への誘客と周遊観光の促進を図ることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和7年11月28日（金）まで

4 事業内容

以下に基づき、大阪・関西万博の来場者に対し、関西各地の観光資源や広域周遊ルートを効果的にPRし、関西各地への誘客及び関西広域への周遊観光の促進を図ることのできる事業を企画し、関西広域連合の承認を得たうえで、実施及び必要経費を負担すること。

(1) 概要

ア 開催日 令和7年9月30日（火）及び10月1日（水）

イ 催事会場 大阪・関西万博ポップアップステージ南（大阪府大阪市此花区夢洲）

(2) 留意事項

ア 各日の会場の利用可能時間は午前9時から午後10時までとし、催事の開催時間は午前10時～午後6時の間で、各日3回以上の催しを実施し、その合計時間は各日3時間以上とすること。

なお、会場使用料については実際の開催時間に関わらず、1日当たり105,600円とする。

- イ 催事について、できるだけ各構成府県市のPRに偏りが生じないように企画すること。
- ウ 催しのうち最低1回は、関西広域連合管内のジオパークをPRする内容とすること。
- エ 催事については、各構成府県市に出演や協力を依頼する内容を含めることができるが、出演・協力にあたり発生する費用は受託者において負担すること。
また、関西広域連合を通じて各構成府県市に依頼した結果、出演・協力が得られなかった場合に備え、代替案も検討しておくこと。
- オ 同一期間にギャラリーEASTで開催されている関西広域連合の展示イベント等との連携も検討すること。
- カ 物販は行わないこと。
- キ 観覧料等は無料とすること。
- ク 必要に応じてリハーサルを行うこと。
- ケ イベント保険（対人・対物保障を含んだ賠償責任補償）への加入・保険料の支払を行うこと。
- コ 本事業にかかる必要経費（一般管理費を除く事業費）について、5,130千円（税込み）以上で企画し、関西広域連合の承認のうえ、実施することとし、必要経費が5,130千円（税込み）の範囲内においては、関西広域連合の求めに応じ、企画内容を変更すること。
- サ 企画・実施に当たっては、公益財団法人2025年日本国際博覧会協会が示すポップアップステージ南利用ガイド（以下、「利用ガイド」という。）を遵守するとともに、大阪・関西万博催事管理センターと協議（3回程度）し、承認を得ること。
- シ 企画概要の確定後は、速やかに、広報チラシや看板、詳細レイアウト、スタッフ運営マニュアル、進行台本、警備計画等を作成すること。
また、スタッフ運営マニュアル等は開催日の1週間前までに関係者に共有すること。
- ス 軽微な作業（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型作成、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上げ等）以外について、再委託する場合は、関西広域連合の承認を得ること。
- セ 作成、配信した動画や広報物等、全ての成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、関西広域連合に帰属するものとする。
また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- ソ イベント中の様子について、記録及びその一部を関西広域連合のホームページ等で掲載できるよう、写真や動画で記録すること。
なお、撮影した写真・動画等は、業務終了後も関西広域連合ホームページ等において使用するので、その旨出演者等に事前に承諾を得ること。
- タ イベント終了後14日以内に、各日の観覧者数等の基礎的な実績情報、当日の様子が分かる写真等を取りまとめ、委託者に提出すること。
- チ 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者及び関西広域連合に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければなら

らない。

ツ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。

テ 受託者は、業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らしてはならない。また、出演者及び視聴者等の個人情報の取り扱いについては契約書による。

ト 電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウィルス等に感染していることにより委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。

ナ 新型コロナウイルス感染症等の対策について、スタッフのほか、出演者などの外部参加者に対して、社会状況にあわせた適切な措置を講じること。

ニ その他、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、または本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と受託者の協議により決定するものとする。

5 事業完了報告

事業完了後、速やかに以下の内容を記載した報告書を作成し、提出すること。

(1) 記載事項

ア 事業概要

イ 手配内容

手配した内容を全て記載し、作成した資料は資料原本を添付すること。

ウ 実施内容

・全体の行程

・催事実施状況の記録（催事の様子等を写真（キャプション付き）で記録すること）

エ 効果分析及び総評

今回の催事が、関西への旅行の動機になる魅力あふれるPRであったかどうかを報告すること。また、実施結果及びフォローアップ結果等を集計し、効果分析、次年度に向けた改善点やアドバイス、全体の総評を記載すること。

(2) 提出部数

冊子2部、電子媒体（CD、DVD等）1部

(3) 納品期限等

・納期：令和7年11月14日（金）

・納品場所：関西広域連合 広域観光・文化・スポーツ振興局観光課
（京都府商工労働観光部観光室内）